参考資料

「自家警備の試行要領」について



「工事中」がみらいをつくる! どぼくってオモシロイ! 静 出 県 通 部 盤 交



- 実施手順
- 自家警備の対象範囲
- 自家警備の対象路線区間
- 自家警備の配置に関する留意事項
- 自家警備の試行要領について「Q&A」

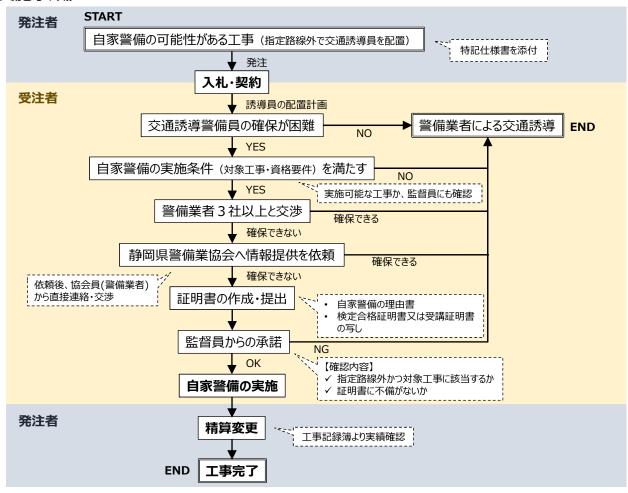








《実施手順》



Step.1 警備業者3社以上と交渉

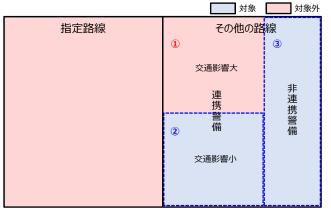


確保できなかった場合は「Step.2」へ

Step.2 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼



自家警備の対象範囲



○指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通量及び事故発生率を勘案し、交通誘導警備業務において交通誘導員のうち一人は交通誘導員 A (警備業者の警備員で、交通誘導警業務にかかる一級または二級検定合格警備員) の配置を求める路線。 指定路線は現在32路線(令和3年4月変更)あり、その全てで路線全体が指定され

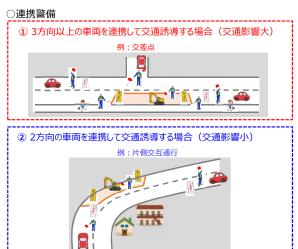
指定路線は現在32路線(令和3年4月変更)あり、その全てで路線全体が指定されている。

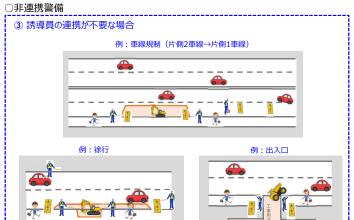
○連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備。

○非連携警備

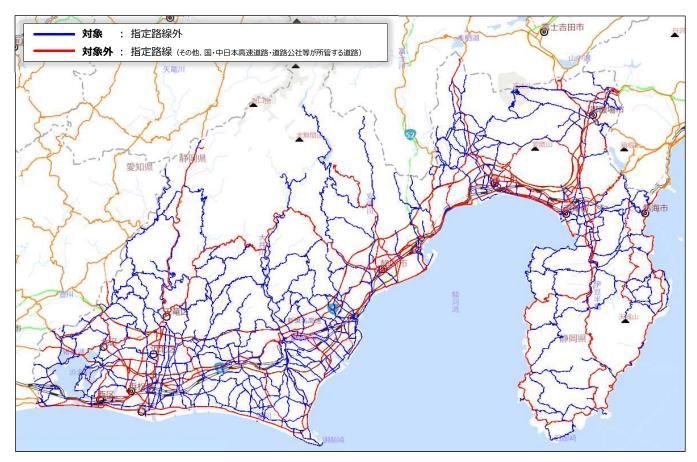
交通誘導員の連携を必要としない警備。





自家警備の対象路線(令和4年4月)

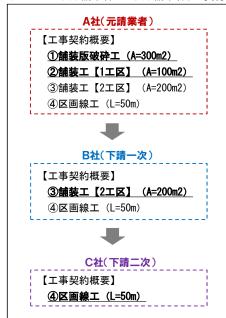
※全国道路・街路交通情勢調査の路線図



自家警備の配置に関する留意事項

自家警備とは、契約工事内容(下請契約も含む)の作業を行う従業員の安全確保のために、<u>当該工事受注者の</u> 従業員が行う交通誘導業務である。

ケース1:一次下請業者が二次下請業者まで契約



ケース2:2社の一次下請業者にそれぞれ契約



自家警備が可能

自家警備が不可能

自社の従業員が交通誘導

①舗装版破砕工 → A社
②舗装工【1工区】 → A社
③舗装工【2工区】 → B社
④区画線工 → C社

他社の従業員が交通誘導 ①舗装版破砕エ → B社またはC社

②舗装工【A工区】 → B社またはC社

③舗装工【B工区】 → A社またはC社

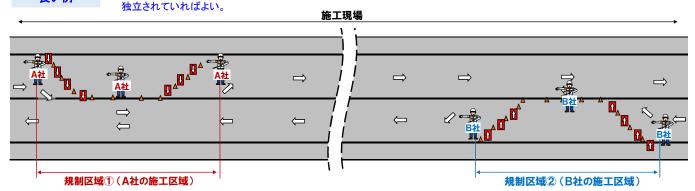
④区画線工 → A社またはB社

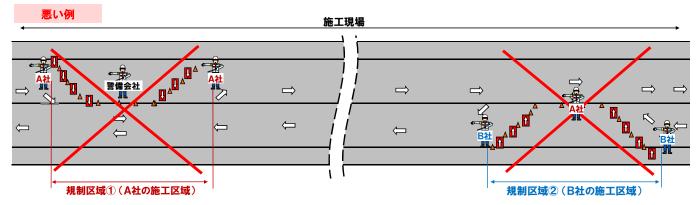
⇒ 労働者派遣法違反の恐れあり

※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料である。自家警備を行う際は、本資料で挙げたケース以外の施工体制 も想定されることから、監督員と事前に協議を行ったうえで、適切に実施すること。

同一規制区域では、同一の業者で交通誘導を行わなければならない。(労働者派遣業法違反となる恐れあり)

良い例 同一施工現場で複数の会社(警備会社や建設会社)が交通誘導を行っても、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が





同一規制区域に警備会社と建設会社が混在し、 指揮命令系統が独立していない。 同一規制区域に複数会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。 他社の従業員が自家警備を行っている。

自家警備の試行要領について「Q&A」

- Q1 自家警備を行う際、「元請 A 社の施工現場では A 社が交通誘導を行い、下請 B 社の施工現場では B 社が交通誘導を行う」のが困難なため、全て元請 A 社で交通誘導を行いたいが問題はあるか。
- A1 自社の施工現場の自家警備に他社の従業員を配置した場合、労働者派遣法違反に該当する恐れがあります。労働者派遣法違反になると罰則が適用されます。
- Q2 同一現場で複数業者(例:元請+下請)が施工する場合、自家警備としてどの業者の従業員を配置すべきか。
- A2 主たる工事の業者で自家警備を行うことが考えられます。いずれの場合も、労働者派遣法に抵触しないよう留意してください。
- Q3 交通誘導安全講習会は、一度受講すれば以後は受講する必要はないか。(受講証明書に有効期限はあるか。)
- A3 更新のための講習を予定していますが、内容については現在検討中です。受講 証明書の有効期限についても検討中ですが、概ね3年間を想定しています。
- Q4 交通誘導安全講習会は次年度以降も開催する予定はあるか。
- A4 引続き開催を予定しています。詳細は(一社)静岡県建設業協会にお問い合わせください。
- Q5 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社との交渉 のみ行えばよいか。静岡県警備業協会への情報提供依頼は必要か。
- A5 警備業協会への依頼も必要です。警備業者からの警備員確保を優先するため、 3社との交渉で確保できなかった場合は「交通誘導警備員確保のための情報提供 依頼」を協会へ送付してください。
- Q6 確保できなかった理由として、警備会社の見積単価が設計単価と乖離していた 場合も対象となるのか。
- A6 大きな乖離があった場合には理由として考えられますが、監督員にもご確認く ださい。
- Q7 特記仕様書が添付された工事は、全て自家警備の対象となるか。
- A7 特記仕様書は、自家警備の可能性がある全ての工事(指定路線外で交通誘導警備員を配置する工事)に添付するため、交通誘導員の配置計画を立てた段階で対象工事に該当するか確認してください。

- Q8 指定路線以外であれば、交通量が多い路線でも対象となるのか。
- A8 道路の交通量や車線数等に関する制限は設けないため、対象となります。ただし、現場条件によっては安全面で支障が生じるケースが考えられます。このため、対象工事に該当することの確認も含め、事前に監督員と相談してください。
- Q9 自家警備を行う際の服装に規則はあるか。
- A9 特に決まりはありませんが、交通誘導の安全確保のため、他の作業員と区別できる服装(腕章やベスト等の着用)で行ってください。ただし、警備員や警察等と混同されるような服装は控えてください。
- Q10 自家警備の実施後、配置された誘導員の総数等の実績はどのように確認すればいいか。
- A10 監督員は、工事記録簿及び代表写真より実績確認を行ってください。自家警備を実施した業者は、工事記録簿の各日付欄に誘導員の氏名を記入してください。